



THE ROTARY CLUB OF SADOWARA WEEKLY BULLETIN

佐土原ロータリークラブ週報

行動に信念を
信念は行動に



佐土原ロータリークラブ
 例会日 毎週金曜日 (12:30~13:30)
 例会場 ホテル神宮寺 TEL 0985-73-0015
 事務所 〒 880-02 佐土原町大字下田島9883番地1
 TEL 0985-73-0015

BELIEVE IN WHAT YOU DO DO WHAT YOU BELIEVE IN

ロータリー雑誌月間

1994. 4. 15 (金) 第313回例会
1. 点 鐘
 2. ロータリーソング「手に手つないで」
 3. 食 事
 4. 会長の時間
 5. 幹事報告
 6. 各委員会報告
 7. 会員卓話 濱田松太郎君
 8. 点 鐘

第312回例会記録 (1994. 4. 8)

会長の時間 正岡文郁
 皆さん今晚は、本日は第312回例会です。
 第2金曜日で夜間例会となっていますが、ご案内しましたとおり、新会員『村田誠治君』の歓迎会と恒例の親睦会を例会終了後開催いたします。夜桜の眺められるすばらしい場所に会場設営、照明設置をしていただきました親睦委員会・S. A. Aの皆様のご尽力に、心からお礼を申し上げます。

「見る所 花にあらずということなし」
 — 松尾芭蕉 —
 という俳句がありますが、正に現在その通りで(残念ながら雨で少々花が散りはしましたけれども)、花の真只中です。しかも今日は世界の三大聖人『釈尊』の誕生日でもあります。
 どうぞ、花と一体となって、大いに飲み大いに語り、楽しい一時を過ごし、英気を養って明

日からの糧としていただきたいと思います。

幹事報告 池田仁志

1. 例会変更通知
- * 都城RC 4月15日の例会を17日7:30から高木原緑道公園に変更
 - * 同上 4月22日 12:30 都城市役所
 - * 同上 4月29日は休会
 - * 宮崎南RC 4月18日 12:30 宮崎公立大学
 - * 延岡東RC 4月18日 12:30 延岡総合文化センター
 - * 宮崎中央RC 4月21日の例会を、4月18日 18:00 ホテル神田橋
2. 日本ロータリー親睦ゴルフ全国大会第4回北海道大会が、6月20日~21日に札幌国際カントリークラブで開催されます。登録費 25,000円
 申し込みは4月30日までです。

出席報告 委員長 神宮寺 利夫

会 員 数	22名
欠 席 者 数	0名
H C 出席者数	22名
出 席 率	100%

会計より 柳田光寛

本日の会費は、後日精算のうえ連絡します。

以上で例会を終了し、引き続き「村田誠治君」のご入会歓迎会及び観覧会に移りました。

福井縣文会員のご配意による照明器のおかげで、くっきりと映える山桜を見ながら、夜の更けるのも忘れて、楽しい談笑が続きました。

二次会まで発展し、濱田松太郎会員の“昂”に始まる出席者全員のカラオケや、徳丸彰一会員の独創的な舞踊も加わりまして、大いに歓迎親睦会は盛り上がりました。

6名の洗刺とした若い会員の加入によって、確かに佐土原ロータリークラブは活力が出てきることを感じさせられた次第です。

名司会の森田邦宏親睦副委員長を中心とした親睦委員会の皆様、そして、クラブの円滑な運営にいつもご留意いただいておりますSAAの皆様、今回の多大のご尽力に対しまして、出会者一同心から感謝しております。

会員卓話3/18 佐野 保

平成6年度には税制改正が行われる予定です。本日は、その概要について話してみます。

政府は景気対策として、所得税と住民税を対象に、一律20%の減税(税額特別控除)を検討しています。

所得税は申告者一人につき20%を控除しようというもので、上限は200万円になっています。給与所得者の場合は、平成6年1月～6月分の源泉徴収税については6月から7月分まで何らかの措置を講じ、7月～12月分の源泉徴収税については12月の年末調整で減税分を清算するという考えのようです。

事業所得者については、平成7年3月の確定申告の際、納入税額から20%を特別控除することになると思われます。

住民税からの20%控除については、同じく平成6年度で調整される見込みです。(住民税は翌年課税方式なので、平成5年分の所得に対して課税されています。)

そのほかに、次のような課税の軽減方策が予定されています。

住宅取得資金贈与税の特例

直系の祖父母、父母から住宅取得資金の贈与を受けた場合、贈与税が課せられません。

単純な例を示しますと、100万円の贈与を受けた場合は、60万円が基礎控除され、残りの40万円に対して10%の課税(4万円)となります。

贈与を受けた金額が多くなるほど税率は高くなります。各種の税金の中で、贈与税が一番高いのです。

現行の住宅取得資金贈与税の特例では、課税額0円となる贈与金額の限度が500万円ですが、それを1,000万円にまで引上げることになる予定です。

ただし、これは5分5乗方式で計算した場合でありますから、1,000万円に引上げられても、全部が贈与税0円になるとは限りませんからご注意ください。

また、贈与を受ける人の年間所得が1,000万円以下であることが、5分5乗方式適用の条件の一つですが、それも1,200万円までに緩和しようということでもあります。

相続税の軽減措置

現行の「相続税の速算表」の税率区分13段階を8乃至9段階とし、税率がいくらか下る予定です。

さらに、基礎控除額を次のように引上げるようになるようです。

現行 基礎控除額=4,800万円+(950万円×法定相続人数)

改正 基礎控除額=5,000万円+(1,000万円×法定相続人数)

また、配偶者が財産を相続した場合、現行では課税価格(純取得額)が8,000万円までは相続税がかかりませんが、今回それについても16,000万円にまで引上げる予定です。

参考までに申しますと、現在は相続税の物納も認められています。

有限会社の配当可能利益金の資本組入れに対するみなし配当課税の軽減措置

有限会社が配当可能利益金の資本組入れを行った場合には、資本金が300万円(最低資本金額)に達するまでは、みなし配当課税は行われないうに減税措置が講じられる予定です。株式会社同様に平成8年3月31日までの時限立法となるようです。